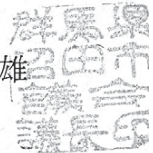


請 願 第 3 号
平成26年6月20日

利根沼田聴覚障害者協会
会 長 本多 健三郎 様

沼田市議会議長 大 竹 政 雄



請 願 の 審 議 結 果 に つ い て (通 知)

平成26年5月20日付で提出された下記請願については、平成26年第2回沼田市議会定例会において、下記のとおり決定いたしましたので通知いたします。

記

- 1 請願件名 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 2 審議結果 採 択
- 3 付記事項 民生福祉常任委員会より別紙意見書案が上程され、全会一致で可決されましたことを申し添えます。

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

日本政府はこの「障害者権利条約」を2014（平成26）年1月に批准し、日本において2月19日に効力が生じた。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
文部科学大臣
厚生労働大臣

沼田市議会議長 大竹 政雄

議案第45号

手話言語法制定を求める意見書案について

沼田市議会会議規則第13条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年6月20日提出

沼田市議会議長 大竹政雄様

提出者 沼田市議会議員 井之川 博 幸

賛成者 同 島 田 富 造

同 同 大 島 崇 行

同 同 高 山 敏 也

同 同 野 村 洋 一

同 同 金 子 一 弥

同 同 石 田 宇 平